

別記様式(第4条関係)

自動車運転代行業行政処分票

被 処 分 者	認 定 番 号	奈良県公安委員会 第64-0226号
	自動車運転代行業者の 名称又は記号	代行金魚
	主たる営業所が所在する市町村	大和高田市
処 分 年 月 日	令和 8 年 3 月 26 日	
処 分 内 容	指示	
処 分 理 由	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第20条第1項に規定する帳簿備付け義務違反をしたため。	
根 拠 法 令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第1項	
処分を行った公安委員会	奈良県 公安委員会	

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する(例:「立入検査を実施したところ、△△違反が判明したもの」等)。